

初夢は、土地家屋調査士法改正！

あけましておめでとうございます。

ことしもよろしく願いいたします。

全国土地家屋調査士政治連盟は、境界紛争ゼロ宣言を旗印に境界紛争のない社会を実現するため、土地家屋調査士法第3条の改正に取り組んでまいりました。

私達が幸せな生活をおくるためには持続可能な経済成長が必須とされています。

土地利用を伴う経済活動において、土地の境界を確定することは、最初でかつ重要な工程であり、境界が適正、円滑に確定するか否かはその後の経済活動に大きな影響を与えます。

土地の境界を揺るぎないものにするためには、公法上の境界たる「筆界」と私法上の境界たる「所有権界」との関係が明らかにされなければなりません。我が国において、「筆界」と「所有権界」の関係を明らかにできるのは、法的知識と測量技術を兼ね備えた土地家屋調査士において他におりません。

土地家屋調査士法第3条は、不動産の表示に関する登記に係る調査、測量、申請手続きを土地家屋調査士の独占業務としていますが、真に境界紛争のない社会を実現し、適正、円滑に境界を確定するためには、表示に関する登記に関わらない「筆界」の調査、測量も土地家屋調査士の独占業務とすべきであります。

このような観点から全国土地家屋調査士政治連盟は、土地家屋調査士の手による境界紛争のない社会の実現を目指し、2016年も土地家屋調査士法第3条の改正を求める政治活動を展開します。政治連盟の会員であるか否かを問わず、みんなの力でこの夢を叶えましょう。